

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告 ■■■■■

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

### 求釈明書（3）

2021年4月13日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告訴訟代理人弁護士

鈴木 雅



同

土田 元哉



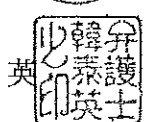
同

岩井



同

韓 泰英



原告は、被告に対して、以下のとおり釈明を求める。

#### 1 法規に基づく入国禁止の事実（1号該当性）について

① 原告は、トルコ外国人・国際保護法9条3項は、入国禁止期間の上限を定める規定にすぎず、それ自体は入国禁止措置の根拠となる条項ではない旨主張した（原告第3準備書面29頁）。

しかし、被告は、未だに、平成30年10月24日の入国禁止処分の根拠について「トルコ外国人・国際保護法9条3項」と主張するのみである（被告準備書面(2)17頁、同41頁）。

そこで、旅券法13条1項1号が定める「渡航先に施行されている法規により」の要件について、本件処分の根拠法規を明らかにすることを求め

る。被告がこれを明らかにしない場合には、被告が主張する根拠法規はトルコ外国人・国際保護法9条3項以外にないことを前提として反論することとする。

- ② 原告は、具体的な時系列に基づき、原告に対して強制送還や入国禁止の通知がなされた事実が存在しないことを主張した（原告第3準備書面25～27頁、同30頁）。

この点、被告は、「報告内容に疑いを差し挟むべき理由は見当たらない」「信頼性に殊更疑うべき点はない」などとして、具体的な事実関係については一切認否・反論していない（被告準備書面(2)40～44頁）。

しかし、原告が主張するように、原告が19時30分にアンタキヤ空港を出発しているのであれば、その後の22時00分にアンタキヤ移民管理局が原告に通知等を行うことができないことは明らかであり、乙11号証の信用性に合理的な「疑い」が生じていることは明らかである。

そこで、原告第3準備書面の第3・1・(2)・イ（同書面25～27頁）に記載された事実の認否をするよう求める。

- ③ 関連して、被告は、「外国人に対して入国禁止等の措置を講じたとしても通知等を行う義務を負うものではない」と主張している（被告準備書面(2)43頁）。

そこで、上記主張の趣旨が、トルコ外国人・国際保護法10条が定める通知等の手続（退去強制される外国人の入国禁止について）がなされていないことを認めるものか、明らかにするよう求める。

## 2 旅券法制定当時の立法目的について

- ④ 原告は、旅券法制定時の旅券は個別に1回限りで発給されていたため、一国で入国を禁止されたとしても渡航先を変更して旅券を申請すれば（例えば、トルコの法規によりトルコに入ることを認められない者でも、アメリカを渡航先として一般旅券を申請すれば）、旅券法13条1項1号による旅券発給拒否はできなかった旨を主張した（原告第3準備書面22頁）。

そしてそのような旅券法制定当時の旅券の仕組みも踏まえて、被告が主張する1号の立法目的、すなわち、「国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持及び我が国の国益の維持」は、当初想定されなかった立法目的である旨主張した（同17頁）。

しかし、被告は、被告主張の1号の立法目的を繰り返すのみで、上記の旅券法制定当時の旅券法の仕組みについては一切認否・反論していない（被告準備書面(2)33～34頁）。

そこで、被告に対して、制定時の旅券法のもとでは、一国で入国を禁止されたとしても渡航先を変更して旅券を申請すれば、旅券法13条1項1号による旅券発給拒否はできなかったことについて争うか、明らかにするよう求める。

### 3 本件処分における裁量判断の具体的内容について

被告は、旅券法13条1項1号に基づく旅券発給拒否について、「国際信義を重んじる趣旨、具体的には、国際的な法秩序の維持、国際社会における犯罪の防止、国際社会における信頼関係の維持及び我が国の国益の維持」という立法目的と、「渡航者の個別具体的事情のほか、渡航先及び渡航目的、渡航先国の情勢、渡航先国と我が国との外交関係や、我が国の外交方針、我が国を取り巻く情勢など様々な事情を踏まえた高度の専門的知識と政策的判断を要する」という裁量を、何度も繰り返し主張し、旅券発給の許否の判断にあたっては「広く国際社会において、当該者に対して旅券を発給することによる影響を考慮しなければならない」と主張して被告の判断を正当化する（被告準備書面(2)54頁）。

しかし、旅券発給を認めることの弊害についての主張は抽象的であり、結局どのような具体的な弊害があると判断して本件処分をしたのかは判然としない。また、旅券発給を認めないことにより失われる権利・利益（海外渡航の自由、取材の自由）について、具体的にどのように評価したかも判然としない。

したがって、以下のとおり、被告の裁量判断の内容を個別具体的に明らかにすることを求める。

- ⑤ 被告は、「原告がトルコを始めとした中東諸国等において、従前同様の密入国等の行為を繰り返すなどして、国際的な法秩序を乱すおそれも否定できなかった」のであり、「国際社会において、我が国と他国との信頼関係を損なう蓋然性を否定できない」旨主張する（被告準備書面(2)18頁）。

しかし、原告が行ったのは、当時すでに内戦状態にあったシリアを取材する目的での密入国であり、取材目的とは無関係に密入国を行ったことではない（原告第3準備書面39頁）。

そこで、原告に旅券の発給を認めることが、国境を封鎖している紛争地帯以外の国との関係で、どのような「信頼関係」を、どのように損なう蓋然性があると判断したのか、明らかにされたい。

- ⑥ 被告は、一例としてではあるが、「他国においてテロ組織への関与等を理由として入国禁止措置を受けた者につき、一般旅券を発給して当該組織が活発に活動する地域への渡航を許可することは、世界各国が連携してテロとの戦いに取り組んでいる国際社会において、我が国に対する信頼関係維持の観点から弊害ともなりかねない」旨主張するが（被告準備書面(2)32頁）、本件が上記事案類型に該当すると認定したということか。

仮に上記事案類型と認定したのだとすれば、原告が「他国においてテロ組織への関与等を理由として入国禁止措置を受けた者」と判断した根拠を明らかにされたい。仮に、本件において上記認定をしていないのであれば、事実に基づかない主張は議論を混乱させるものであるから控えられたい。

- ⑦ 被告は、一例としてではあるが、「従前から法の無視又は軽視の態度が顕著で、これまで他国で密入国等の違法行為を繰り返している者が、具体的な渡航計画を明らかにせず、密入国等を繰り返した地域に赴く場合に再度密入国等に及ぶおそれは容易に認められ、かかる者に一般旅券を

発給して当該地域への渡航を許可することによって国際的な法秩序維持の観点から弊害が生じることもまた明らかである。」旨主張するが（被告準備書面(2)32頁）、本件が上記事案類型に該当すると認定したということか。

仮に上記認定をしたのだとすれば、

- ①原告に「密入国等を繰り返した地域」を渡航先から除いた旅券を発給した上でもなお、原告が「密入国等を繰り返した地域」に赴き再度密入国等に及ぶおそれがあると判断した根拠は何か（それは被告が提出する過去の申請、ツイート等での発言及び本件申請に際しての事情説明に尽きるのか）
- ②原告の紛争地帯を取材する目的での密入国について、それが「真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである」か否か（外務省秘密電文漏洩事件最高裁判決参照）など態様の相当性については考慮したか、したとすれば原告が外務省職員にも説明したように「他の国のジャーナリストも同様の方法でシリアに入っていた」事情（乙4号証・6頁、甲26～30）はどのように考慮したか

明らかにされたい。

- ⑧ 被告は、一例としてではあるが、「過去に国際的なテロ組織に身柄拘束をされ、同組織と対峙する諸外国の対テロ政策に著しい悪影響を及ぼした者が、上記テロ組織への対策を特段講じることなく、かつ、危機管理能力も欠如したまま、同組織が活発に活動する地域に赴く場合、再度テロ組織等に身柄を拘束されるおそれがあるばかりか、テロ組織と対峙する諸外国への対抗手段に利用される可能性すら認められるから、かかる者に一般旅券を発給して同組織が活発に活動している地域への渡航を許可することによって国際的な犯罪の防止やテロ対策の観点から弊害が認められることも明らかである。」旨主張するが（被告準備書面(2)32頁）、本件が上記事案類型に該当すると認定したということか。

仮に上記認定をしたのだとすれば、

- ①原告がテロ組織に身柄拘束されたことによって「対テロ政策に著しい悪影響を及ぼした」「同組織と対峙する諸外国」とはどこか
- ②原告の身柄解放について日本政府はテロ組織への身代金支払いを公に否定しているが、「対テロ政策に著しい悪影響を及ぼした」とは、「同組織と対峙する諸外国」がテロ政策の方針を変更した（テロ組織からの要求に応じ、身柄解放の対価を支払う等）ということか
- ③「上記テロ組織への対策を特段講じることなく、かつ、危機管理能力も欠如したまま、同組織が活発に活動する地域に赴く場合」にいう「上記テロ組織」とは具体的にどの組織で、「同組織が活発に活動する地域」とはどの地域か
- ④原告が今後も「テロ組織への対策を特段講じることなく、かつ、危機管理能力も欠如したまま、同組織が活発に活動する地域に赴く」おそれがあると判断した根拠は何か（それは被告が提出する過去の申請、ツイート等での発言及び本件申請に際しての事情説明に尽きるのか）
- ⑤「再度テロ組織等に身柄を拘束されるおそれ」にいう再度拘束されるおそれがある「テロ組織等」とは原告が実際に拘束されたテロ組織のことか、それ以外のテロ組織も含むのか、それ以外のテロ組織も含むとすれば具体的にどの組織か
- ⑥「再度テロ組織等に身柄を拘束されるおそれ」がある地域は具体的にどの範囲であると判断したのか、「同組織が活発に活動している地域」と同じか、そうでないとすれば具体的にどの地域か
- ⑦原告に「再度テロ組織等に身柄を拘束されるおそれ」がある地域、あるいは、「同組織が活発に活動している地域」を渡航先から除いた旅券を発給した上でもなお、原告が「再度テロ組織等に身柄を拘束される」等する可能性があるかと判断した根拠は何か
- ⑧これまでテロ組織に身柄拘束されていない者と、原告のようにテロ組織に身柄拘束されたことがある者とで、「テロ組織等に身柄を拘束

されるおそれ」あるいは「テロ組織と対峙する諸外国への対抗手段  
に利用される可能性」が異なると判断する根拠は何か（原告がテロ  
組織が活発に活動している地域に赴くおそれに尽きるのか、原告が  
テロ組織から何らかの標的にされているということか）

明らかにされたい。

以上